

公益社団法人 熊本県理学療法士協会

選 挙 規 程

(総則)

第1条 定款第24条に基づき、役員を選出に関する事項をこの規程に定める。

(選挙管理委員会に関する項)

第2条 役員選出のための参考投票を行うため、選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は、総会において選任された選挙管理委員長と、選挙管理委員長が指名する2名～4名の選挙管理委員により構成する。
- 3 役員及び立候補者は、選挙管理委員長ならびに選挙管理委員を兼ねることができない。
- 4 選挙管理委員長ならびに選挙管理委員の任期は、役員の任期に準じる。
- 5 選挙管理委員会は、投票締め切り日35日以前に選挙すべき役員を公示し、立候補を受け付けなければならない。立候補締め切り日は投票締め切り日27日前とする。

(立候補に関する項)

第3条 役員選出には、正会員の自由意志または他の正会員の推薦により立候補することができる。

- 2 推薦の場合、5名以上の推薦者を必要とし、本人の同意を得て推薦者の代表が選挙管理委員会の定める様式に従って届け出るものとする。

(選挙活動に関する項)

第4条 候補者は、下記の要項で参考投票のための活動を行うことができる。

- (1) 自薦による候補者は、自らの氏名及び立候補の趣旨(400字以内)の告示ができる。推薦による候補者については、その氏名と推薦代表者の氏名及び推薦の趣旨(400字以内)の告示となる。
- (2) 告示は、選挙管理委員会より全会員に文書をもって通知する。ただし、候補者が定数に満たない場合は通知しない。通知の手段及び時期に関しては、選挙管理委員会がこれを決定する。
- (3) 候補者は、他の候補者の推薦をしてはならない。

(選挙の方法に関する項)

第5条 投票は、無記名による郵送投票により行う。

- 2 投票用紙は、選挙管理委員会が定める用紙を用い、定数を超えて記載されたも

のは無効とする。

- 3 役員を選出に関する投票は、次の様式で行う。
 - (1) 理事（定員連記投票）
 - (2) 監事（定員連記投票）
- 4 投票締め切り日は選挙管理委員会がこれを定め、理事会の承認を得る。
- 5 投票用紙は、投票締め切り日までの消印のあるものをもって有効対象とする。
- 6 開票に際しては、立会人3人を置かなければならない。立会人は各候補の推薦する者の中から、抽選で定めた者を選挙管理委員会を選任する。

（投票および投票結果に関する項）

- 第6条 立候補者数が定数もしくはそれに満たないときは、参考投票は実施しないものとする。
- 2 立候補者数が定数に満たなかった場合の補充については、新役員の合議により候補者を推薦し、総会の承認を得なければならない。
 - 3 立候補者数が定数を越える場合、定款第20条3項に基づき、参考投票の得票数の多かったものから順に定数の枠に達するまで、総会において選任を行うものとする。なお、投票の結果、得票数が同数の場合は、抽選で選任順を決める。

（補欠選挙に関する項）

- 第7条 役員が死亡、退会、もしくは正当な事由で辞任または辞退した場合は、理事会で補欠選挙の有無を決定する。

附 則

1. この規程は、平成26年2月26日より施行する